

## 中間監査基準 新旧対照表

項目	改 訂 案	現 行
第二 実施基準	<p>1～3 (略)</p> <p>4 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する中間財務諸表項目に対して監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 監査人は、中間財務諸表を作成する責任は経営者にあること、<b>中間財務諸表を作成するための内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること</b>、経営者が採用した会計方針及び中間財務諸表の作成に関する基本的事項、経営者は中間監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。</p> <p>11 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、経営者が提示する中間財務諸表項目に対して監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 監査人は、中間財務諸表を作成する責任は経営者にあること、経営者が採用した会計方針及び中間財務諸表の作成に関する基本的事項、経営者は中間監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。</p> <p>11 (略)</p>

項目	改訂案	現行
<p>第三 報告基準</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 監査人は、中間監査報告書において、中間監査の対象、<u>経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない</u>。ただし、監査人が<u>中間財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項</u>を中間監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがなく、中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断したときは、その旨の意見を表明しなければならない。この場合には、中間監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 中間監査の対象 中間監査の対象とした中間財務諸表の範囲</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 監査人は、中間監査報告書において、中間監査の対象、<u>実施した中間監査の概要及び中間財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない</u>。ただし、監査人が<u>中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び中間財務諸表の記載について強調する必要がある事項</u>を中間監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがなく、中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断したときは、その旨の意見を表明しなければならない。この場合には、中間監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 中間監査の対象 中間監査の対象とした中間財務諸表の範囲、<u>中間財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p><u>(2) 経営者の責任</u>  <u>中間財務諸表の作成責任は経営者にあること、中間財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること</u></p> <p><u>(3) 監査人の責任</u>  <u>監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること</u>  <u>一般に公正妥当と認められる</u> 中間監査の基準に準拠して中間監査を行ったこと、中間監査の基準は監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていることその他財務諸表の監査に係る監査手続との重要な相違、<u>中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討していること、中間監査の手続の選択及び適用は監査人の判断によること、中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(2) 実施した中間監査の概要</u>  中間監査の基準に準拠して中間監査を行ったこと、中間監査の基準は監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていることその他財務諸表の監査に係る監査手続との重要な相違、<u>中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たこと</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p data-bbox="577 320 1249 400">中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること</p> <p data-bbox="546 467 775 496">(4) 監査人の意見</p> <p data-bbox="591 515 1249 735">経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していると認められること</p> <p data-bbox="524 804 1249 1267">4 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがある場合において、その影響が無限定意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、<u>中間財務諸表を全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。</u>この場合には、<u>別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び中間財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</u></p> <p data-bbox="524 1335 1249 1364">5 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその</p>	<p data-bbox="1308 467 1711 496">(3) 中間財務諸表に対する意見</p> <p data-bbox="1352 515 2011 735">経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していると認められること</p> <p data-bbox="1285 804 2011 1219">4 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがある場合において、その影響が中間財務諸表を全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。この場合には、<u>中間財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び中間財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1285 1335 2011 1364">5 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその</p>

項目	改訂案	現行
	<p>適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、<u>その影響が中間財務諸表全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、中間財務諸表が有用な情報の表示をしていない旨の意見を表明しなければならない</u>。この場合には、<u>別に区分を設けて、その旨及びその理由を記載しなければならない</u>。</p> <p>6 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を<u>実施できなかったことにより、無限定意見を表明することができない場合において、その影響が中間財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない</u>。この場合には、<u>別に区分を設けて、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない</u>。</p> <p>7 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を実施できなかったことにより、中間財務諸表<u>全体</u>に対する意見表明のための基礎を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、中間財務諸表に対する意見を表明しない旨及びそ</u></p>	<p>適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して<u>著しく</u>不適切なものがあり、<u>中間財務諸表が全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たると判断した場合には、中間財務諸表が有用な情報の表示をしていない旨の意見を表明しなければならない</u>。この場合には、<u>中間財務諸表に対する意見において、その旨及びその理由を記載しなければならない</u>。</p> <p>6 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を<u>実施できなかった場合において、その影響が中間財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でない</u>と判断したときには、<u>除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない</u>。この場合には、<u>実施した中間監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、中間財務諸表に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならない</u>。</p> <p>7 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を実施できなかったことにより、中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、中間財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載</p>

項目	改訂案	現行
	<p>の理由を記載しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが<u>適当と判断</u>した事項は、中間監査報告書に<u>それらを区分した上で、情報として追記するものとする。</u></p> <p>(1) 正当な理由による会計方針の変更</p> <p>(2) 重要な偶発事象</p> <p>(3) 重要な後発事象</p> <p>(4) 監査人が意見を表明した中間財務諸表を含む開示書類における当該中間財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>	<p>しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが<u>適当と判断</u>した事項は、中間監査報告書に情報として追記するものとする。</p> <p>(1) 正当な理由による会計方針の変更</p> <p>(2) 重要な偶発事象</p> <p>(3) 重要な後発事象</p> <p>(4) 監査人が意見を表明した中間財務諸表を含む開示書類における当該中間財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>

## 四半期レビュー基準 新旧対照表

項目	改 訂 案	現 行
第二 実施基準	<p>1～9 (略)</p> <p>10 経営者からの書面による確認            監査人は、適正な四半期財務諸表を作成する責任は経営者にあること、四半期財務諸表を作成するための内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること、四半期財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者が四半期レビューの実施に必要な資料をすべて提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。</p> <p>11・12 (略)</p>	<p>1～9 (略)</p> <p>10 経営者からの書面による確認            監査人は、適正な四半期財務諸表を作成する責任は経営者にあること、四半期財務諸表を作成するための内部統制を構築し維持する責任は経営者にあること、四半期財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者が四半期レビューの実施に必要な資料をすべて提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。</p> <p>11・12 (略)</p>

項目	改訂案	現行
<p>第三 報告基準</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 四半期レビュー報告書の記載  監査人は、四半期レビュー報告書において、  四半期レビューの対象、<u>経営者の責任、監査人の責任、監査人の結論を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。</u>  ただし、結論を表明しない場合には、その旨を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。</p> <p>4 結論の表明と追記情報との区別  監査人は、<u>四半期財務諸表の記載において強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を四半期レビュー報告書において情報として追記する場合には、結論の表明とは明確に区別しなければならない。</u></p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 四半期レビュー報告書の記載  監査人は、四半期レビュー報告書において、  四半期レビューの対象、<u>実施した四半期レビューの概要及び結論を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。</u>ただし、結論を表明しない場合には、その旨を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。</p> <p>4 結論の表明と追記情報との区別  監査人は、<u>四半期財務諸表において適正に表示していないと信じさせる事項が認められないと判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び四半期財務諸表の記載について強調する必要がある事項を四半期レビュー報告書において情報として追記する場合には、結論の表明とは明確に区別しなければならない。</u></p>



項目	改訂案	現行
	<p>5 無限定の結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論(この場合の結論を「無限定の結論」という)を表明しなければならない。この場合には、四半期レビュー報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1)四半期レビューの対象</p> <p>四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲</p> <p>(2)経営者の責任</p> <p>四半期財務諸表の作成責任は経営者にある</p>	<p>5 無限定の結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論(この場合の結論を「無限定の結論」という)を表明しなければならない。この場合には、四半期レビュー報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1)四半期レビューの対象</p> <p>四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること</p> <p>(新設)</p>

項目	改訂案	現行
	<p><u>こと、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること</u></p> <p>(3)監査人の責任</p> <p><u>監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること</u></p> <p>一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続からなり、<span style="background-color: #90EE90;">■</span>年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、<u>四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること</u></p> <p>(4)監査人の結論</p> <p>経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正</p>	<p>(2)実施した四半期レビューの概要</p> <p>一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなること</p> <p>(3)四半期財務諸表に対する結論</p> <p>経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正</p>

項目	改訂案	現行
	<p>に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったこと</p> <p>6 結論に関する除外</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が<u>無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの</u>、四半期財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、別に区分を設けて、修正すべき事項及び可能であれば当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載しなければならない。</p> <p>7 否定的結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸</p>	<p>に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったこと</p> <p>6 結論に関する除外</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、<u>無限定の結論を表明することができない場合において</u>、その影響が四半期財務諸表の全体に対して否定的結論を表明するほど重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、修正すべき事項及び可能であれば当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載しなければならない。</p> <p>7 否定的結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸</p>

項目	改訂案	現行
	<p>表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、<u>その影響が四半期財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、別に区分を設けて、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p>8 四半期レビュー範囲の制約</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、<u>その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。</u>この場合には、<u>別に区分を設けて、実施できなかった四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</u></p>	<p>表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、<u>その影響により四半期財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断したときには、否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p>8 四半期レビュー範囲の制約</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、<u>その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要ではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。</u>この場合には、<u>実施した四半期レビューの概要において、実施できなかった四半期レビュー手続を記載し、四半期財務諸表に対する結論において当該事実が</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p>9 結論の不表明</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表<u>全体</u>に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、別に<u>区分を設けて</u>、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 追記情報</p> <p>監査人は、次に掲げる<u>強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は</u>、四半期レビュー報告書に<u>それらを区分した上で</u>、情報として追記するものとする。</p> <p>(1)正当な理由による会計方針の変更</p>	<p>影響する事項を記載しなければならない。</p> <p>9 結論の不表明</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 追記情報</p> <p>監査人は、次に掲げる事項<u>その他説明又は強調することが適当と判断した事項は</u>、四半期レビュー報告書に情報として追記するものとする。</p> <p>(1)正当な理由による会計方針の変更</p>

項目	改訂案	現行
	<p>(2)重要な偶発事象</p> <p>(3)重要な後発事象</p> <p>(4)監査人が結論を表明した四半期財務諸表を含む開示書類における当該四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>	<p>(2)重要な偶発事象</p> <p>(3)重要な後発事象</p> <p>(4)監査人が結論を表明した四半期財務諸表を含む開示書類における当該四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>